

## Ⅲ. 留意いただきたい内容

### 相談支援系（計画相談支援、障害児相談支援）

#### 1. 留意いただきたい事項

##### （1）基本報酬（サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費）

- ・月額報酬のため同一月に複数回支援を行ったとしても、それぞれ1回しか算定することはできません。
- ・同一の月に、モニタリングを実施した後にサービス等利用計画を作成した場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定してください。
- ・同一の月に、サービス等利用計画を作成した後にモニタリングを実施した場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定してください。
- ・モニタリングを行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリングで行うことができているため、モニタリングとサービス等利用計画の作成の時期が月を跨いだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定してください。
- ・モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援費を算定することが可能です。
- ・サービス等利用計画の作成又はモニタリングの実施後に、利用者の市外転出により、同一月に他自治体の事業所が同じく支援を行った場合は、両方の事業所で算定が可能です。

##### （2）機能強化型基本報酬及び主任相談支援専門員配置加算

常勤専従が要件とされている相談支援専門員又は主任相談支援専門員について、管理者と兼務する場合は、当該特定（障害児）相談支援事業所又は同一敷地内にある一般相談支援事業所及び自立生活援助事業所における管理者であれば兼務することが可能です。

## Ⅲ. 留意いただきたい内容

### 相談支援系（計画相談支援、障害児相談支援）

#### （３）初回加算

初回加算は、初めてサービス等利用計画等を作成する場合や、前6月間に障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用がない場合に算定できるものであり、例えば利用者の市外転出により別の事業所が新規でサービス等利用計画を作成した場合等、利用する相談支援事業所が変更になるだけでは算定できません。

#### （４）相談支援専門員の要件となる実務経験

社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年間の実務経験があれば要件を満たすこととなります。